

URL: [http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/tg\\_soc/](http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/tg_soc/)  
作成：田中重人（東北学院大学教養学部非常勤講師；東北大学文学部講師）

# 社会学

2009 年度後期（東北学院大学）  
<月 3> 泉キャンパス 2 号棟（講義棟）257 教室（登録コード=182）

科目名：社会学  
テーマ：社会学入門  
講義内容：現代日本社会における具体的なトピックをとりあげながら、社会学の基本的な視角と概念を理解する。  
成績評価方法：定期試験（1 回）、小テスト（2 回）  
※ 小テスト 1 回目は 10/19（A4 判手書きメモ 1 枚のみ持込可）  
教科書：なし（プリントを毎回配布）

## 授業計画

1. イントロダクション（9/7）
2. 社会学の基礎概念（9/14, 9/28）
3. 社会学の研究手法（10/5, 10/19）
4. 家族と人口（10/26, 11/2）
5. 都市化と地域社会（11/9, 11/16）
6. 職業と組織（11/30, 12/7）
7. 社会問題と政策（1/4～1/18）
8. 期末試験

※（ ）内の日付は、おおよその計画をあらわしているものです。実際の授業の進行状況によって前後にずれることがあります。

## 参考文献

### 社会学の基礎概念

松田健（2008）『テキスト現代社会学』（第 2 版）ミネルヴァ書房。  
森下伸也（2000）『社会学がわかる事典』日本実業出版社。

### 社会学の研究手法

栗田宣義（編）（1996）『メソッド／社会学』川島書店。

### 家族と人口

山田昌弘（1994）『近代家族のゆくえ：家族と愛情のパラドックス』新曜社。  
藤見純子・西野理子（編）（2009）『現代日本人の家族：NFRJ からみたその姿』有斐閣。

### 都市化と地域社会

高橋勇悦・菊池美代志（編）（1997）『今日の都市社会学』（第 3 版）学文社。

### 職業と組織

犬塚先（2003）『新しい産業社会学』（改訂版）有斐閣。

### 社会問題と政策

武川正吾・三重野卓（編）（2007）『公共政策の社会学』東信堂。

## 社会学とは

「社会」（society）…… 人間が集まって生活を営んでいる状態。

社会を対象とする学問を総称して「社会科学」（social sciences）という。それぞれ力を入れている範囲がちがう（ただしお互いにかなり重なり合っている）。

- 法学：
- 政治学：
- 経済学：
- 社会学：

社会学（sociology）の主な研究対象は「制度」（institution）である。

「制度」とは ……

## 予備知識のテスト

つぎのことばは、それぞれどういう意味か。別紙に回答して提出してください。

これは受講者の予備知識を調べて授業の参考にするためのものなので、成績には関係ありません。

1. システム
2. 無作為抽出
3. 核家族
4. ドーナツ化現象
5. 正規雇用
6. 生存権

※ 氏名によみがなをふっておいてください。

## 講師連絡先

〒980-8576 仙台市青葉区川内 27-1 東北大学川内南キャンパス  
文学部・法学部合同研究棟 2F 日本語教育学研究室  
E-mail: [tanakas2009@sal.tohoku.ac.jp](mailto:tanakas2009@sal.tohoku.ac.jp)

授業前後は、2 号館 1 階「教員控室」にいることが多いと思います。

## 第2回 行為と規範

### 1 予備知識のテスト（前回）について

**システム (system):** 複数の要素が互いに影響しあいながら、ひとつの全体をなしている状態複数の要素が互いに影響しあいながら、ひとつの全体をなしている状態。「系」「体系」と訳されることがある。

**無作為抽出 (random sampling):** 調査の対象となる集団（母集団）から対象者を選ぶ際、すべての対象者の選ばれる確率が等しくなるように選ぶこと。

**核家族 (nuclear family):** 夫婦とその間にできた未婚の子供をまとめて「核家族」と呼ぶ。

**ドーナツ化現象:** 都心部の人口が減って都市周辺部の人口が増える現象。

**正規雇用 (regular employment):** 安定した身分が保障されている雇用のこと。「期間の定めのない」契約による雇用（労働基準法14条）を指すことが多い。

**生存権:** 基本的人権のひとつ。健康で最低限度の文化的な生活を送る権利（憲法25条）。

### 2 行為

- 意図を持って何かをする（あるいはしない）ことを「行為」(action) という。
- 他者に影響を与える行為を「社会的行為」(social action) という
- 複数の人の間で起こる行為のやりとりを「相互行為」(interaction) という。「相互作用」ということもある。

一般に、行為には目的がある。

- 自己充足的行為:
- 手段的（道具的）行為:

手段的行為の目的は、連鎖しながら大きな目的につながっていくことが多い。

### 3 規範

#### 3.1 規範 (norm) とは

- 人々の行為について、同調を要求する一定の標準がある
- その背後にある価値が人々に受け入れられている
- 違反に対する罰や同調に対する褒賞がある（これらをサンクション (sanction) という）

#### 3.2 規範の諸類型

##### 慣習 (custom)

- きちんとした (formal な) 規定をもたない
- 価値が善悪にむすびついていない
- ゆるやかなサンクション (変な目でみられる、など)

##### 習律 (mores)

- きちんとした (formal な) 規定をもたない
- 善悪にもとづく価値
- ややきびしいサンクション (注意される、非難される、など)

##### 規則 (rule)

- フォーマルな規定をもつ (ふつう文書による)
- 善悪にもとづく価値
- 系統だったサンクション (例: 口頭注意、減給、降格、解雇など)

##### 法 (law)

- 法律・条例などによるフォーマルな規定
- 善悪にもとづく価値
- 国家権力によるサンクション (罰金、禁固刑、懲役刑、死刑)

### 4 資源

#### 4.1 資源 (resource) とは

目的の達成のために必要なもの

- 自分自身 (能力・知識・技能・経験など)
- 他者との関係 (地位・役割・人間関係)
- 情報
- 交換資源
- 物的資源

#### 4.2 資源の希少性 (scarcity)

資源が全員に十分に行き渡るほどには存在しない状態

- 希少な資源がどのように分配されるか → 不平等の問題、闘争の問題

### 5 課題

授業で取り上げた例以外で、慣習・習律・規則・法のそれぞれに当てはまる具体例を取り上げて、それらの背後にある価値とサンクションのあたえられかたを説明せよ。

## 第3回 地位・役割・集団

### 1 地位と役割

#### 1.1 「地位」(status) とは

人間関係の中で個人が占める位置を「地位」という。

**例:** 店員、客、教師、生徒、医師、看護師、患者、親、子供……

- 地位には一時的なものと恒常的なものがある。
- 性別・年齢・民族などの属性も、一種の地位である。

#### 1.2 「役割」(role) とは

ある地位にいる人がおこなうべきとされる行為 (またはおこなうべきでないとされる行為)。

ひとりの個人はさまざまな人間関係に参加していくつもの地位を持っている。また、ひとつの地位に対して複数の役割がある。そのため、ひとりの個人がいくつもの役割を同時にこなすことが求められる

- 役割規範 (role norm):
- 役割期待 (role expectation):
- 役割遂行 (role performance):

→ 役割群 (role set)、役割葛藤 (role conflict)

### 2 集団

#### 2.1 集団 (group) とは

複数の人々の間に次のような関係が成り立っている場合、その人たちは「集団」を形成しているという。

- (1) 継続的な相互行為 (全員の間で直接的な相互行為がなくてもよい)
- (2) 共同の目標
- (3) 規範による規制
- (4) 地位と役割の配分
- (5) 一体的な「われわれ」感情 (we-consciousness)

ある個人が属する集団に対して「われわれ」感情を特に強く感じる場合、その集団はその個人にとって「内集団」(in-group) であるという。これに対して、その個人が属していない集団に対して敵意や競争心を感じる場合、その集団を「外集団」(out-group) という。

#### 2.2 集団間の重なり

- 一方が他方に包含される場合
- 一部のメンバーだけが共通である場合
- 共通のメンバーがない場合

#### 2.3 集団の分類

- 個人が共通の目的の実現のために自発的な意思によって結成したり参加したりする集団を「結社」(association) という。メンバー間の関係は、目標の実現に限定した契約的なものになることが多い。
- これに対して、地縁や血縁によって所属が決まってしまう (したがって個人の自発的な意思によるのではない) 集団を「共同体」(community) という。メンバー間に全人格的な結びつきが生まれることが多い。

これらはそれぞれ「ゲゼルシャフト」(Gesellschaft) 「ゲマインシャフト」(Gemeinschaft) といわれることもある。

#### 2.4 組織と官僚制

集団の目標やメンバーの地位・役割などについての規則を制定している集団を「組織」(organization) という。

大規模な組織においては、しばしば高度に分業化された管理体制が発達する。このような管理体制のことを「官僚制」(bureaucracy) という。官僚制は次のような特徴を持つ。

- 合理的な規則による支配
- 権威と権限による一元的な上下関係
- 人間関係の非人格性 (規則で定められた地位と役割が重要)
- 専門化した部署

## 2.5 「集団」に類似した概念

- 集まり (gathering): たまたま同じ場所に複数の人がいる状態で、お互いの間に継続的な相互行為がない場合
- 群集 (crowd): 共通の関心を持つ人々が集まっている状態で、参加者どうしの間に継続的な相互行為がない場合
- 大衆 (mass): 不特定多数を対象とするマス・メディアに媒介されて多数の人が関心と情報を共有する状態。

→ インターネット上の人間関係にこれらの概念は適用できるだろうか？

## 3 集団と社会システム

社会の中では、多数の集団や群集・集まりなどが入り組んだ形で重なり合いながら存在している。これらはそれぞれが違った機能を持っている。その間で「社会的分業」がおこなわれることで社会システムが成立している。

→ 社会や時代によるシステムの違い（国際比較研究・社会変動論）

## 4 課題

- (1) 自分自身が所属している集団をひとつとりあげ、そこで自分が占めている地位と果たしている役割はどのようなものであるかを説明せよ。
- (2) 大学は官僚制組織といえるか。上で述べた「官僚制」の特徴に照らしあわせて論じよ。

別紙「出席カード」に記入してください。表面に書き切れない場合は裏面も使ってください。

## 第4回 社会学の研究方法

### 1 実証研究

社会科学における実証研究の主な方法は、調査である。実験がおこなわれることはあまりない。

#### 1.1 量的調査

たくさんの人を対象に大量のデータを集めて分析する。個人を無作為抽出して、調査票による調査をおこなうことが多い。

- 面接法
- 留置法
- 郵送法

分析にはコンピュータを使う。パソコンで簡単に使えるソフトウェアが普及している。ただし、使いこなすには、統計学と多変量解析の知識が必要。

量的調査は、かなりの費用と手間がかかるため、多数の研究者が参加したプロジェクトのかたちでおこなわれることが多い。

最近では、調査データを1箇所で管理して、研究者が利用できるようにする「データ・アーカイブ」が作られている。日本での例として、東京大学社会科学研究所の「SSJ データアーカイブ」(<http://ssjda.iss.u-tokyo.ac.jp>)がある。こうしたデータを利用しての分析を「2次分析」という。また、国や自治体が行っている調査（官庁統計）のほとんどは結果が公表されているので、それらを再利用することも2次分析にあたる。

#### 1.2 質的調査

少数の人を対象として、インタビュー等の方法で調査をおこなうこともある。量的調査にくらべて、信頼性の点で劣るが、その人の状況や考え方について深いデータを得ることができる。

- インタビュー
- 参与観察
- 日記や手紙の分析

#### 1.3 公的文書の調査

規則やその適用のされかた、あるいは過去の出来事を知るために、公的な文書を調べる場合がある。

- 法的な文書（法律や判例）については、法学の分野で調べ方が確立している
- その他の行政関係の文書についても情報公開が進んでいる

#### 1.4 言説分析

人々の間で「いわれている」ことについて調べる。テレビ、新聞、雑誌などのマス・メディアを対象にすることが多い。

### 1.5 実証研究の目的

- (1) 人々の安定的な行為のパターン
- (2) その背後にある社会的な仕組み
- (3) その仕組みについての人々の意識

これらのすべてがひとつの研究で対象になっている場合もあるし、ひとつまたはふたつだけを対象とする研究もある。

大雑把に言えば、量的調査は (1) に、質的調査は (2) と (3) に、公的文書の調査は (2) に、言説分析は (3) に向いている。

## 2 理論研究

「理論」(theory) とは、頭の中で考えるものである。ただし、実際の社会についてのデータなしに考えることはむずかしいので、実証研究を参照しながら進めることが多い。

### 2.1 概念の抽象化

「理想型」(ideal type): 実際に観察した社会現象から、純粋な要素を抽出して理論的に構成したもの

このような作業を通じて、研究者が共有して使える抽象的な「概念」(concept) をつくるのが、理論的な社会学研究の重要な役目である。

### 2.2 モデル (model)

人々の行為を規定している仕組みを、単純なかたちで示したもの。通常、複数の概念を使った「命題」から構成される。

モデルから導出した予測が実際のデータに当てはまるかを検証することが、実証研究との接点になる。

### 2.3 内省の重要性

社会学の理論研究においては、研究者自身の経験や心理と照らし合わせる作業が重要である。自分の所属している社会について、知っているけれどもはっきりと意識していなかったことについて、きちんと意識して考えてみること。

ただし、自分個人の問題だけにとどまるのではなく、それを公的な問題や歴史的な経緯に結び付けて論じる能力が必要である。

→ 社会学的想像力 (sociological imagination)

## 3 小テストについて

次回 10/26 授業時に第1回の小テストをおこないます (来週・再来週は休み)

- A4 判手書きメモ 1枚のみ持込可
- 出題範囲は、今日の授業で取り上げたところまで
- 小テスト終了後は通常通りの授業をおこないます
- 正当な理由があって小テストを受けられない場合は、申し出てください

## 第6回 親族と家族

### 1 小テストについて

正当な理由で前回の小テストを受けられなかった受講者には、追試レポートを課します。欠席理由を証明できる書類を提出すること（後日でもよい）。

### 2 親族関係

#### 2.1 「親族」とは

親子関係と夫婦関係でたどれる間柄の人々のこと。

#### 2.2 核家族

「核家族」(nuclear family)とは……

家族の形態の分析単位として有用。文化人類学者 George P. Murdock の「核家族普遍説」に由来する。

※ この範囲の人が実際に集団を形成しているかとは関係ないので注意。

### 3 夫婦関係

#### 3.1 結婚とは

「結婚」(marriage)という制度は、全世界のほとんどの人類社会に存在する。

- 性関係の排他性
- 子供の父親の確定 (嫡出推定)
- 経済的な共同性

しかし、その内容は社会によっておおきくちがう。

#### 3.2 日本社会における結婚

**法律婚 (婚姻):** 法律上の「婚姻」は「婚姻届」を出すことで成立する。

**事実婚 (内縁):** 婚姻届を出していなくても、2人による実質的な共同生活が営まれている場合も、婚姻に準じてあつかわれることが多い。ただし、相続権、嫡出推定などについては、法律上の婚姻とは区別される。

### 3.3 結婚に伴う権利と義務

- 貞操の義務
- 生活保持義務
- 日常家事債務に関する対外的な連帯責任
- 夫婦間の契約取消権
- 夫婦の財産関係 → 離婚の際の財産分与
- 子供の嫡出推定、共同親権

### 3.4 離婚

離婚の方法には、夫婦の合意で「離婚届」を提出する協議離婚、家庭裁判所での「調停」、家庭裁判所に訴訟を起こす場合の3種類がある。ただし、訴訟を起こすには、その前に調停をおこなわなければならない(「調停前置主義」)。年間の離婚件数の約9割が協議離婚、約9%が調停離婚である(2007年のデータ、「人口動態統計」による)。

未成年の子供がいる場合、夫婦のどちらが親権をおこなうかも離婚手続きのなかで決める(民法766条)。財産分与などの経済的な給付(離婚給付)については、離婚と同時に決めてもよいし、離婚成立後にあらためて決めてもよい。

なお、内縁・事実婚の解消について、法律上の規定はない。特に届出等を必要とせず、共同生活がなくなったときに解消したとみなされる。法律上の婚姻とできるかぎり同様にあつかうべきとされており(内縁準婚論)、財産の分与などを請求することができる。

## 4 日本社会における親子関係

### 4.1 実親子関係

実親子関係は、子供の出生によって生じる。→出生届、出生証明書

母親との関係は、出産によって確定する。これに対して、父親との関係は、「嫡出推定」または「認知」による。

- 婚姻中に妊娠した子供は夫の子供(嫡出子)と推定される
- それ以外の場合、父親による「認知」が必要

前者の場合、夫本人が1年以内に否認の訴えを起こさなければ父子関係が確定する。

これに対して、後者の場合には、父親が認知をおこなわなければならない。また、その後の長い期間に渡って、利害関係者に無効の訴えを起こされる可能性が残る。

### 4.2 養親子関係

**「養子縁組」(adoption):** 血縁上の親子関係がない者同士の間、法律上の親子関係を擬制する

通常の養子縁組では、実親子関係はそのまま存続する（養親子関係との2本立てになる）。

これに対して、実の親がきちんと育てられない小さい子供についての「特別養子縁組」の制度が1987年に新設された。

「特別養子縁組」：実方の血族との親族関係を終了させ、養親子間に実親子と同様の親子関係を法律上発生させる。6歳未満の子供で、父母による養育が困難な特別な事情がある場合に限りおこなわれる。

現代日本社会における養子縁組の大部分は、成人を養子とするものである。特別養子をふくめ、未成年を対象とした養子縁組はすくない。

### 4.3 子に対する親の義務

「親権」(custody)：未成年の子供の扶養・教育・財産管理をおこなう義務と権利。具体的には、居所指定権・懲戒権・職業許可権・財産管理権・代表権など。

- 父母が親権者になる。養子縁組がおこなわれた場合は、養親が優先
- 父母が結婚していれば、共同で親権をおこなう
- 離婚するときは、未成年の子供の親権者を決めなければならない(ただし、養育・扶養の義務は、親権者でない親にも残る)

### 4.4 親子関係の解消

養親子関係は、「離縁」によって解消できる。手続きは、離婚とほぼ同様。

実親子関係は、特別養子による場合を除いて、解消できない。

## 5 相続

人が死亡した場合、財産は相続(inheritance)の対象となる。

遺言によって相続財産の行き先を決めることができる。遺言がある場合でも、法定相続人(配偶者・子供・親)は、財産全体の1/3~1/2を自分(たち)が相続する「遺留分」として請求できる。

遺言がない場合、民法の規定にしたがって「法定相続」がおこなわれる。配偶者はかならず法定相続人になる。それに加えて、子供→親→兄弟姉妹という優先順位で法定相続人が決まる。同順位の相続人が複数いる場合は、その間で均等に分ける。ただし、非嫡出子は嫡出子の半分、異母/異父の兄弟姉妹は父母の両方を共通とする兄弟姉妹の半分の相続分となる。非嫡出子のあつかいについては、出生に基づく差別であって憲法14条違反だという説が有力だが、判例では、立法の裁量の範囲内で合憲とされている(2003年3月31日最高裁判所判決)。

## 6 戸籍

「戸籍」とは……日本国民の親族関係を記録したデータベース。1947年の戸籍法改正以降、核家族を基本的な単位として編成されている。

戸籍は「本籍地」のある自治体で保管される。また、ひとつの戸籍に記載されている者の姓は「筆頭者」の姓によって決まる(戸籍の「氏」)。婚姻届を提出すると、婚姻届に記載した本籍地に、あたらしい戸籍がつけられる。

## 7 家族

### 7.1 家族(family)と世帯(household)

「家族」とは……親族関係を基盤として形成される集団のこと

ただし、社会調査などで、「集団」の条件をいちいち調べるのはむずかしい。そのため、ほとんどの家族研究は「世帯」(居住と生計を共にする人々)を単位としておこなわれてきた。

### 7.2 家族の形態

「夫婦家族」(conjugal family)……夫婦とその未婚の子からなる家族(「核家族」と呼ばれることもある。上記の、親族関係の分析単位としての「核家族」と区別すること)

- 夫婦のみ
- 夫婦と未婚子
- 片親と未婚子
- (未婚のきょうだいのみ)

「拡大家族」(extended family)……夫婦とその未婚の子以外の親族をふくむ家族

- 直系家族(lineal family)……夫婦が2組以上。それらの夫婦は親子関係にある
- 複合家族(joint family)……夫婦が2組以上。それらのなかにきょうだい関係が含まれる
- その他

## 8 家族社会学の研究对象

家族社会学(family sociology)：家族・親族関係に関する制度を対象とする

- 社会システムのなかで親族・家族が果たす機能
- 親族に関する意識・規範
- 集団としての家族の形成
- 家族・親族による資源の分配 → ジェンダー論、階層論
- 社会保障・社会福祉との関係 → 社会福祉学・社会政策学との関係
- 子供の発達・教育・社会化 → 発達心理学、教育学
- 生殖と次世代育成……人口学(次回)

## 第8回 家族の形態と人口

### 1 第2回小テスト

第2回の小テストを 12/7 授業時間におこないます。

12/7: 第2回小テスト

12/21: 追試 (補講期間中)

何でも持ち込み可。範囲は、第1回小テスト以降、11/30 の授業内容までです。

### 2 前回課題について

家族は、通常「共同体」とみなされている

- 血縁による集団 (≠自由意志)
- 全人格的な人間関係

しかし、「結社」的な要素もないわけではない

- 結婚は (すくなくとも現代社会では) 当事者の自由意志によるところが大きい
- 養子縁組の多くは、家業の継承など、はっきりとした目的を持って、当事者同士の合意でおこなわれる

「共同体」も「結社」も、現実から抽出された「理念型」である

→ 現実の集団に 100%当てはまるわけではない

### 3 家族の形態

#### 3.1 家族の形態分類

→ 前回プリント

#### 3.2 家族の形態の分析法

まず、「家族」の範囲を確定する

→ 通常は、「世帯」で代用することが多い

確定した家族の範囲の中から、「核家族」を抽出する。

→ 核家族がひとつしかなければ「夫婦家族」である。

→ 核家族がふたつ以上あれば「拡大家族」。この場合、核家族同士の関係によって、さらに「直系家族」「複合家族」に分類する

## 4 近代化と家族

前近代における家族の機能

- 家業の経営
- セイフティー・ネット (経済的困窮の際の援助)
- 生活の協同 (居住・家計・家事)
- 生殖
- 子供の教育と社会化
- 親密な人間関係

近代化 (modernization) とは

- 経済面の変化:
- 政治面の変化:
- 生活様式の変化:

近代化とともに、家族の機能は少なくなっていく。→ 「家族の機能縮小」

- 家業の経営 → 雇用労働者化とともに衰退
- セイフティー・ネット → 福祉国家による代替
- 子供の教育と社会化 → 学校による代替

残ったのは……

- 生活の協同 (居住・家計・家事)
- 生殖
- 子供の基礎的社会的社会化
- 親密な人間関係

これとともに、家族の規模が縮小し、夫婦家族制 (子供が結婚すると独立して家族を形成する) に移行していく。

また、愛情に基づいた親密な人間関係によって、家族が維持されるようになってくる。

## 5 家族と人口

### 5.1 家族形成に関する人口学的制約

- 親の生存率 → 直系家族比率
- 性比 → 結婚の確率



## 5.2 次世代の人口再生産に関する家族の役割

「人口方程式」とは

$$\text{人口増加} = \text{自然増加} + \text{社会増加} = (\text{出生} - \text{死亡}) + (\text{流入} - \text{流出})$$

現代日本社会では、国際移動による増減は非常に少ない。日本全体の人口の変動は、ほぼ自然増加で決まると考えてよい。すなわち、出生数と死亡数の差である。

人口学では、出生を2種類に分類している

**婚姻内出生:** 法律上婚姻している夫婦からの出生

**婚姻外出生:** それ以外の出生

現在の日本では、婚姻外出生の比率は非常に低い(2%以下)。このため、婚姻の動向が出生数に大きな影響を与える。

1970年代後半以降、日本の出生数は減少を続けてきた。この現象は、一般に「少子化」といわれている(人口学者は、少しちがう意味で「少子化」ということばを使う場合がある)。

少子化の原因の大部分は、婚姻の減少と、婚姻年齢の高年齢化にあるとされる。

## 第9回 都市と地域社会

### 1 地域社会とは

Regional society:

Local community:

いずれも、一定の地理的範囲に居住している人々の生活を対象とする。

### 2 農村と都市

#### 2.1 農村社会学 (Rural sociology)

小規模な村における共同体的な生活様式に注目する。

- 相互の面識
- 流動性の低さ
- 村落共同体が生活のほとんど全ての側面を包括する
- 歴史学・民俗学・家族社会学との重なり

#### 2.2 都市社会学 (Urban sociology)

「都市的生活様式」あるいは「アーバニズム」(urbanism)

- 家族の社会的意義の減少
- 自発的結社
- 産業・教育・娯楽の専門機関
- 職住分離
- 異質性・流動性の高さ
- 匿名性
- プライバシーの尊重と儀礼的無関心

近隣の居住者による共同体 (local community) も存続するが、その機能は限定的。

### 2.3 近代化・都市化と二重構造の解消

近代化は社会全体で一律に進むわけではなく、地域によって進行の度合いに大きな差が出てくる。都市では早くから近代化が進行するのに対して、農村ではかなり遅れて近代化が進行する。

ある社会の中に前近代的な部分と近代的な部分が並存している状態のことを、一般に「二重構造」(dual system) という。都市が近代的な産業の成長を遂げるためには、農村から供給される原料や労働力を必要とする。

→ 農村から都市へ労働者が流れ込む → 「人口の都市化」

やがて近代化は農村にも波及し、農村の人々の間にも都市的な生活様式が浸透するようになる。

→ 農村における「生活の都市化」

この状態がさらに進行すると、農村の生活も都市の生活と似たものになってくる。このため、「農村社会学」と「都市社会学」を区別する意義が薄くなる。

### 3 地域社会学／都市社会学の研究対象

#### 3.1 特定の地域を対象とする社会学的研究

社会学の研究対象になるような問題が特定の地域で起こっている場合

- 環境問題・公害
- 人口問題 (高齢化・少子化・人口減少・人口増加など)
- 経済
- 住宅

#### 3.2 独自の研究領域

- 地方自治と住民運動
- Local community (町内会・宗教組織・互助制度など)
- 都市間の連関 (国内の都市同士の関連、グローバリゼーションと世界都市)
- 都市の内部構造

### 4 都市の内部構造と都市計画

#### 4.1 同心円地帯理論

都市が無計画に成長していくとどうなるか?

- 中心ビジネス地区 (CBD: central business district)
- 遷移地帯 (zone in transition)
- 近隣住宅地
- 郊外住宅地

実際には、地理的・制度的な制約がある。また、ある程度以上に都市が成長すると、「中心」が複数できてくる。これらの要因のため、実際の都市では、地域が同心円状に分離するわけではないことが多い。しかし、一般に大都市にはこれらに相当する地区があり、属性の異なる人々が分離して住んでいる。

## 4.2 都市問題と都市計画

都市の成長にともなって発生する問題

- 中心部 (CBD と遷移地帯) の環境悪化と空洞化 (インナー・シティ問題)
- 周辺部の乱開発
- 交通量の増大
- 災害への対応
- 廃棄物の処理

自治体による都市計画

- 人口予測と土地の利用計画
- 地区ごとの土地利用規制
- 環境基準の設定
- 道路・公園などの整備
- 公的機関の配置
- 公営住宅
- 公共交通機関の整備と運営
- 中心部の再開発

1960年代以降、各地で自治体の計画による「ニュータウン」がつくられた。これは、山林や田園地帯であったところに計画的に郊外住宅地域を新しく作るものである。

## 第10回 職業と組織

### 1 職業と分業

#### 1.1 「職業」とは

- 対価をえることのできる活動を「労働」(labor) という
- 個人がおこなう労働の具体的な内容に基づく分類が「職業」(occupation)
- 「職務」(job) も「職業」とおなじ意味で使われることがあるが、より細かく特定された活動を指すことが多い。

対価のない無償 (unpaid) の労働 (ボランティアや家事など) は通常ふくまないが、職業の研究成果が応用できる部分が多い。

#### 1.2 「分業」とは

「分業」(division of labor) 社会や集団の全体で必要になる労働を、その内容によって分解して分担すること

「社会的分業」と「集団内分業」(あるいは組織内分業) がある

### 2 市場における交換と社会的分業

#### 2.1 生産活動とは

原料 + 設備 + 労働 = 生産物

→ 原料と設備をどうやって入手するか？

#### 2.2 市場における交換

「市場」(market) …… 売り手と買い手の間で取引を成立させる仕組み

- 貨幣の重要性

#### 2.3 社会的分業

複数の集団間で行われる分業のことを「社会的分業」という。それぞれの集団は、生産物を交換しあうことによって、必要なものを手に入れる。

市場は、近代化とともに拡大した。現在では、ほぼ世界全体が市場を通じて結ばれており、地球規模での社会的分業が成立している。この現象を指して「グローバリゼーション」(globalization) と呼ぶことがある。

### 3 組織内分業

#### 3.1 企業と労働者

多数の労働者を雇う企業では、その労働者にそれぞれの職務を割り当てて、企業内で分業させるのがふつうである。

全員が同じ作業をおこな (単純協業) のは効率が悪い → なぜか？

#### 3.2 人的資源管理

職務によって、必要となる知識や技能が違う → 人的資本 (human capital)

人的資本は、通常、職務を続けて経験を積むことで増大する。

→ その労働者の人的資本に応じて適切に職務を配置することがのぞましい。

通常、企業は長期的な計画を立てて人材を配置・育成していく → 人的資源管理 (human resource management)

### 4 組織と官僚制

#### 4.1 間接部門の増大

企業内で行われる職務のうち、生産や販売に直接かかわるものを「直接業務」、それ以外の管理、経理、人事などを「間接業務」という。直接業務を担う部署が「直接部門」(front-line)、間接業務を担う部署が「間接部門」(back-office)。

企業が大きくなってくると、間接業務が増大し、間接部門に多くの資源を割かなければならなくなってくる。また、専門化した部署同士が連携して動くためには、各部署の権限や役割分担について、きちんと規則を定めておく必要が出てくる

→ 企業の組織化

なお、労働基準法では、10人以上の労働者のいる事業場では、「就業規則」を作成して労働基準監督署に届けなければならないことになっている。

#### 4.2 巨大組織と官僚制

「官僚制」とは …… 9月28日の資料参照

企業が大きくなってくると、官僚制的な性格が強くなってくる

#### 4.3 非公式集団

官僚制のかたちをとる巨大組織においても、すべてが非人格的な人間関係で動いているわけではない。

「非公式集団」(informal group) …… 組織のメンバーの間での対面的な相互行為を通じて自発的に生まれてくる相対的に小さい集団

組織の中で起こっていることを知るには、公式の規則に加えて、非公式集団の動向も観察する必要がある。

## 第11回 社会問題と政策

### 1 社会問題

「社会問題」(social problem)とは……ひとりの努力では解決できず、複数の人を動員して解決しなければならない問題

社会問題がなければ、社会はそもそも必要ない → 社会問題を解くために社会がある

### 2 政策

「政策」(policy)とは……個人や集団が問題解決のために立案・実行する計画やその方針  
社会問題の解決のために政府が立案・実行する政策を「公共政策」(public policy)または「社会政策」(social policy)という。(ただし、「社会政策」ということは労働関係の政策に限って使うという人も多い。)以下、この授業では公共政策のことを単に「政策」と呼ぶ。

政府(=立法・司法・行政)は「法」をつくり、運用する → 社会問題の解決に必要なことを人々に強制する強大な「権力」(power)を持つ。

政策は、政府を主体とする「手段的行為」と見ることができる → 最終的な目的があつて、そのための副次的な目的が立てられて、それに必要な行為がおこなわれる。

### 3 政策研究の6つの水準

- (1) 何が「問題」か
- (2) 実現すべき最終的な「目的」はなにか
- (3) 何をどう変えるか
- (4) 「社会問題」として認められるまでのプロセス
- (5) 意思決定の政治的力学
- (6) 具体的な計画とそれを制約する条件

問題の解決を志向した実践的な研究もあるが、そこから一步引いて客観的な立場から論じるやりかたもある。

### 4 男女平等政策の事例

#### 4.1 何が問題か

男女間に見られる所得・教育・権力などの格差  
解決するには、強制力を持った法が必要(差別禁止法、育児休業の法制化、積極的格差是正措置など)

→ 公共政策の必要性

#### 4.2 目的

個人の尊厳に基づいた取り扱い → 基本的人権のひとつとしての「平等権」

**憲法第14条:** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

#### 4.3 現状と変化の必要性(-1980年代)

憲法14条に関連する一連の法改革(1945-47)

- 参政権:
- 家族制度の平等化:
- 教育制度の平等化:
- 男女同一賃金:

「法の下での平等」が達成されても実質的な格差は残る → 民間の集団や個人の行為は統制できない。

- 採用・昇進などの際の差別、男女別賃金表、女性のみ若年定年制・結婚退職制
- 家族における性別分業
- 「男の子は大学へ、女の子は短大まで」

#### 4.4 男女間格差の「社会問題」化

市民革命当初の人権思想が想定していたのは、男性「市民」の間の平等に限定されていた。

→ 女性解放運動(女権拡張論, Women's Liberation Movement, Feminism)

日本でも明治後半以降にこうした運動が盛んになった(第1波フェミニズム)。ただし、運動の目標の多くは、敗戦後の制度改革によって実現している。

法の上での男女平等が実現したあと、より実質的な点での平等を要求する第2波のフェミニズムが盛んになる。

これと平行して、国際的にも男女間の格差を問題だと考えて是正する制度を作るべきだとする潮流が勢いを増してきている。国際連合(国連)は発足当初から人権の保護を重要な課題としており、男女間の平等はその重要な柱とみなされていた。

**1946:** 女性の地位委員会設置(国際連合)

**1948:** 世界人権宣言

**1967:** 女性に対する差別撤廃宣言

**1975:** 世界行動計画(メキシコ会議)

**1979:** 女性差別撤廃条約採択

女性差別撤廃条約を批准すると、それに応じて国内の法律を整備しなければならない。また、国連の女性差別撤廃委員会に定期的に報告書を提出し、それにもとづいた勧告を受ける必要がある <[http://www.gender.go.jp/main\\_contents/category/kokusai-doko.html](http://www.gender.go.jp/main_contents/category/kokusai-doko.html)>

## 4.5 意思決定の力学

日本国内における政策・制度形成

1975: 婦人問題企画推進本部・婦人問題企画推進会議・婦人問題企画担当室設置

1985: 女性差別撤廃条約批准、男女雇用機会均等法成立

1991: 育児・介護休業法成立

1996: 「男女共同参画ビジョン」「男児共同参画2000年プラン」

1999: 男女共同参画社会基本法

2000: 男女共同参画基本計画

2001: 男女共同参画局・男女共同参画会議設置

2005: 男女共同参画基本計画(第2次)

日本代表が女性差別撤廃条約の採択に賛成

→ 賛成した以上、批准しないのは体裁が悪い

当時(1980年代)は好景気で人手不足

→ 女性活用は企業にとっても重要な課題

出生率の低下

→ 人口再生産という側面からの問題化

## 4.6 具体的な政策と制約条件

- 差別禁止 — どの領域を対象とするか。自由との兼ね合い。
- 積極的格差是正措置 — 逆差別にならないか。どの程度までが許容範囲か。
- 性別役割の撤廃 — 個人のライフスタイルへの介入がどこまで可能か
- 社会保障政策 — 財源の問題。ライフスタイルへの中立性の問題。